

残置物処理等業務に係る実施に関する計画

(1) 組織、人員及び運営に関する事項

(2) 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項（住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を含む）

(3) 地方公共団体との連携に関する事項

(4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

(5) 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項